

著作権	判決年月日	令和4年2月21日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	令和2年(ネ)第10005号		

○ ウェブサイトに著作物（漫画）の画像をアップロードするとの形態で控訴人の著作権を侵害する投稿がされた場合に、当該ウェブサイトについてコンテンツデリバリーネットワークサービスを提供していた外国法人である被控訴人に対する発信者情報開示請求において、国際裁判管轄を認めた上、被控訴人から控訴人に電子メールアドレス、IPアドレス及びタイムスタンプが任意開示されたことを含め証拠上認められる事情を踏まえると、控訴人は本件各投稿を行った者を既に特定し損害賠償請求等を行うことが可能な状態にあるなどとして控訴人の開示請求を全部棄却した原判決を一部変更して、同任意開示によって本件各投稿を行った者が特定されたとは認められず、同任意開示は氏名又は名称及び住所の開示を受けるべき正当な理由が控訴人にあるとの判断に影響を及ぼすものではないとして、それらの限度で控訴人の開示請求を認容した事例

（事件類型） 発信者情報開示 （結論） 原判決一部変更

（関連条文） 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」4条1項（令和3年法律第27号による改正で4条が5条とされる前）

（原判決） 東京地方裁判所平成30年（ワ）第11982号・令和2年1月22日判決

判 決 要 旨

1 控訴人は、漫画である著作物（本件著作物）の著作権者である。被控訴人は、アメリカ合衆国カリフォルニア州の法律に準拠して設立された会社であって、利用者に対し、利用者のインターネットサイト上のデータを、全世界に分散して存在する被控訴人のサーバーを用いてキャッシュとして保存し配信するというコンテンツデリバリーネットワークサービス（被控訴人サービス）を提供している。

本件は、控訴人が、被控訴人サービスの利用者が開設していたウェブサイト（本件サイト）上に、本件著作物の画像のアップロード（本件各投稿）がされたことで、控訴人の著作権（公衆送信権及び送信可能化権）が侵害されたとして、被控訴人に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）4条1項に基づき、①本件各投稿の投稿日時において特定の接続用URLに接続し通信を行っていた電気通信設備を管理する者の氏名又は名称、住所、電子メールアドレス及びIPアドレス（本件発信者情報1）と、②本件各投稿に係る発信者の使用するアカウントに関する情報のうち氏名又は名称、住所、電子メールアドレス、IPアドレス及びタイムスタンプ（本件発信者情報2）の開示を請求する事案である。

2 原判決は、民事訴訟法3条の3第5号に定める管轄権を認めた上で、本件発信者情報1については被控訴人が保有していると認められず、また、本件発信者情報2について、電子メールアドレス、IPアドレス及びタイムスタンプは被控訴人から控訴人に任意開示されており、そのことを含めて証拠上認められる事情を踏まえると、控訴人は本件各投稿

を行った者（本件発信者）を既に特定して損害賠償請求等を行うことが可能な状態にあるから、控訴人には本件発信者情報2のいずれについてもその開示を受けるべき正当な理由がないとして、控訴人の請求をいずれも棄却した。これを不服として、控訴人が控訴を提起した。

3 本判決は、国際裁判管轄及び本件発信者情報1についての原判決の判断を維持する一方で、概要、次のとおり判断して、本件発信者情報2について、被控訴人から開示されていない氏名又は名称及び住所の限度で控訴人の開示請求を認容した。

(1) 被控訴人サービスのアカウントを有して本件サイトを運営していた者が本件発信者であると認められることからすると、控訴人には、被控訴人に対し、本件発信者に対する損害賠償請求等の権利行使のために、本件発信者情報2の開示を受けるべき正当な理由がある。

もっとも、被控訴人から控訴人に本件発信者情報2のうち電子メールアドレス、IPアドレス及びタイムスタンプは任意開示されたと認められ、それらについては重ねて開示を請求する正当な理由があるとはいえない。他方で、同任意開示によって本件発信者が特定されたとは認められず、同任意開示は、控訴人に本件発信者情報2のうち氏名又は名称及び住所の開示を受けるべき正当な理由があるとの判断に影響を及ぼすものではない。

したがって、控訴人は、被控訴人に対し、上記氏名又は名称及び住所の限度で、開示を請求する正当な理由を有する。

(2) 被控訴人は、控訴人においては既に損害賠償請求等を行う相手方を特定していると主張するが、前記任意開示により控訴人が本件発信者を特定したとの事情は認められない。

この点、本件サイトの関係者らが逮捕され起訴されるなどしているとの証拠上認められる事情は、本件サイトの運営者に関する一般的な事情又は本件各投稿とは異なる行為による著作権法違反の事情に係るものにすぎず、本件発信者が上記関係者らに含まれていることを具体的に基礎付けるものではない。

また、そもそも、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第四条第一項の発信者情報を定める省令1～8号に定める情報は、プロバイダ責任制限法4条1項に定める他の要件が満たされる限り、類型的一般的に、開示を行うことが相当なものであるとして定められているものというべきであって、同項にいう関係役務提供者において上記各号に定める情報のうち一部の情報を任意に選別して開示することにより、その余の情報の開示の必要性が直ちに失われるものとは解されない。

(3) 控訴人は、前記任意開示により本件発信者が特定されていない以上、控訴人においては、被控訴人から、同任意開示の対象とされた時期より後のログインの際のIPアドレスについても開示を受ける正当性があると主張するが、再度、控訴人が被控訴人に対し、本件各投稿から更に日時を経過した日のログインの際のIPアドレス等の情報の開示を請求する正当な理由があるものとはいえない。